

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	<p>該当箇所 2-1 (1) の④</p> <p>有機化合物の塩又は有機化合物の金属塩（ナトリウム、マグネシウム、カリウム又はカルシウムに限る。）であって、その塩を構成する酸及び塩基が全て既存化学物質等であるものは、既存化学物質等として取り扱うものとする。</p> <p>意見内容：既存化学物質（法第5条第4項の確認を受けた物質）である高分子化合物のアクリル酸部分を水酸化ナトリウム（1-410）で中和したナトリウム塩にも、上記改正ルールを適用し、既存化学物質等として取り扱えとの理解で正しいでしょうか。</p>	<p>「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（以下、「運用通知」という。）1-2に記載の既存化学物質等のナトリウム塩である場合、運用通知2-1(1)④を適用し、既存化学物質等として取り扱うものとなります。</p>
2	<p>P3の2(1)共通原則4についての質問と確認です。</p> <p>現規程では「有機化合物の付加塩（金属塩を除く。）・・・」となっておりますが、案では「有機化合物の塩又は有機化合物の金属塩（ナトリウム、マグネシウム、カリウム又はカルシウムに限る。）であって、その塩を構成する酸及び塩基が全て既存化学物質等であるものは、既存化学物質等として取り扱うものとする。」となっていることから、Na、Mg、KとCa塩である場合は有機酸が既存化学物質であれば、既存化学物質とみなされると理解して問題ないでしょうか。</p> <p>例えば、「R-Ph-SO₃H が既存化学物質であれば、R-Ph-SO₃Na や(R-Ph-SO₃)₂Mg も既存化学物質として取り扱う」です。</p>	<p>有機化合物の金属塩（ナトリウム、マグネシウム、カリウム又はカルシウムに限る。）であって、当該塩を構成する酸が運用通知1-2に記載の既存化学物質等に該当する場合、運用通知2-1(1)④を適用し、既存化学物質等として取り扱うものとなります。</p> <p>また、運用通知の第二段改正の運用開始日である令和8年4月1日より前に製造又は輸入した化学物質に適用することはできません。</p>

	<p>R-Ph-SO₃H (既存) + NaOH (既存) → R-Ph-SO₃Na (既存として取り扱う) + H₂O (既存)</p> <p>また、本件は令和8年4月1日から施行となっておりますが、令和8年3月31日までに製造がおこなわれた有機化合物の金属塩（ナトリウム、マグネシウム、カリウム又はカルシウムに限る。）も既存化学物質として取り扱えますか。</p>	
3	<p>該当箇所 2 新規化学物質の製造又は輸入に掛かる届出関係 2-1 (1) 共通の原則 ④有機化合物の塩又は～</p> <p>意見内容 有機化合物の塩 (AB) を構成する酸 (A) が既存化学物質、塩基 (B) が新規化学物質である場合に、その塩基 (B) の少量新規化学物質 (輸入) 申出を実施し、1トンの確認を受けた。 その場合には、AB は既存化学物質等となり、輸入した1トンのA と既存化学物質B を反応させて、AB を無届出で製造することは可能と考えるが正しいか。</p> <p>理由 1. 共通事項、1-2 既存化学物質等 口より少量新規化学物質申出の確認を受けた化学物質Bは「既存化学物質等」であり、ABは「既存化学物質等」と「既存化学物質」の塩であるため</p>	<p>酸(A)及び塩基(B)が運用通知1-2に記載の既存化学物質等に該当する場合は、ご質問の塩(AB)は、運用通知2-1(1)④を適用し、既存化学物質等として取り扱うものとなります。</p>
4	<p>該当箇所: 第二条 2 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出関係 有機化合物の金属塩</p>	<p>1. について 運用通知の第二段改正の運用開始日である令和8年4月1日以降に製造又は輸入する場合は、既存化学物質等として取り扱うものとなるため、新</p>

<p>1. 2026年4月1日以降にこれまで新規化学物質であったものが既存化学物質扱いとなる場合、2026年度第1回の申出の時期には未だ運用開始されていないが、化審法の申出は不要という認識で問題ないか。</p> <p>理由 2026年度第1回の申出の受付期間が今年度中であり運用開始日2026年4月1日が到来していないため</p> <p>2. 例えば酒石酸塩の化審法官報公示整理番号2-1457 (Na、K、Ca、Al、Zn、Fe、Ni、Sn、Cu) には、Mg (マグネシウム) が入っていないが、酒石酸と同様の扱いで良いか (化審法官報公示整理番号2-1456のMg塩で既存扱いとなると解釈して良いか)。</p> <p>理由 化審法官報公示整理番号2-1457 (Na、K、Ca、Al、Zn、Fe、Ni、Sn、Cu) はMgが除外のため</p> <p>3. 安衛法の既存化学物質 (既存化学物質扱い) における「有機酸又は有機塩基の塩 (金属塩を除く。)」の扱いについても同様の変更が予定されているかを知りたい。</p> <p>理由 従来、安衛法においても同様に金属塩は除外されていたため。</p>	<p>規化学物質としての届出等は不要です。そのため令和8年度第1回少量新規化学物質の申出も必要ありません。</p> <p>2. について ご認識のとおりです。</p> <p>3. について 労働安全衛生法については回答できません。担当当局に直接確認ください。</p>
<p>5 有機化合物の塩の例としてアニリン塩酸塩があるが、有機化合物の金属塩 (ナトリウム、マグネシウム、カリウム又はカルシウムに限る。) の例がないので、例を示してほしい。</p> <p>他にも対象となる化学物質で説明の抜けている部分について、例の充実を図ってほしい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ化審法 Q&A 等により周知に努めて参ります。</p>

<p>6</p>	<p>1. 90%ルール等とその付加塩(またはオニウム塩)またはブロック則及びグラフト則の組み合わせについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所：改正案の2-1(1)④、⑤ならびに2-1(2)③ハ、ニ、ホ、ヘ、ト ・意見内容：2018年の改正時のパブリックコメントで同様のコメントがありその時の回答は「新規化学物質として取り扱わないものとした化学物質は、2-1(1)①に列挙している「既存化学物質等」には該当しませんので、90%ルール等と付加塩又はオニウム塩の規定を同時に適用することはできません。」でした。 <p>今回の改正で該当箇所は「新規化学物質として取り扱わない」から「既存化学物質等として取り扱うものとする」記載になりました。従いまして、今回は既存化学物質等の為、90%ルール等とその付加塩(またはオニウム塩)またはブロック則・グラフト則等の重複使用は可能であるという解釈で構いませんか。また重複使用可能な場合は、90%ルール等、その付加塩(またはオニウム塩)そしてブロック則・グラフト則全ての適応は可能でしょうか。</p> <p>2. その他の組合せについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所：「新規化学物質として取り扱わない」から「既存化学物質等として取り扱うものとする」と表記が変更された箇所すべて ・意見内容：1.と同様に重複使用は可能でしょうか。 	<p>今回の改正では、「新規化学物質として取り扱わないものとする」を「既存化学物質等として取り扱うものとする」に改めています。しかし、これにより運用通知の各項目を適用して「既存化学物質等として取り扱うもの」が「既存化学物質等」に該当するわけではありません。</p> <p>ただし、運用通知2-1(1)③(無水和物・水和物に関する規定に限る)、(2)①ニ、(2)③ロにより既存化学物質等として取り扱うものとされた化合物に限り、運用通知2-1におけるその他の規定の適用が認められることを新たに2-1(1)②において明確にしています。</p>
<p>7</p>	<p>現行の運用では、98%ルール適用ポリマー(現行運用：(2)-3-ホ)や付加塩(現行運用：(1)-4)等は「新規化学物質として取り扱わない」という化審法上の扱いであり、明確に「既存化学物質等」に該当する物質とは区別されていたと思います。</p>	

	<p>そのため、98%ルール適用ポリマーや付加塩等は「構成している要素がすべて“既存化学物質等である場合のみ”適用可能」という条件があったため、「新規化学物質として取り扱わない」物質同士を組み合わせることは不適だったと思います。</p> <p>今回の改正案では「新規化学物質として取り扱わない」という表現がすべて「既存化学物質等として取り扱う」に変更されておりますが、今後は98%ルール適用ポリマーの付加塩が認められるということでしょうか？</p>	
8	<p>意見(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所： 3-1(3) ・ 意見内容： 3-1(3)の「既存化学物質等」には少量新規化学物質などの新規化学物質も含まれている一方、「当該各規定に定める別の有機高分子化合物とみなして」適用される規定に新規化学物質に係る規定が含まれていません。 <p>新規化学物質を基に2-1(2)③ロ、ホ、へ又はトの規定により既存化学物質等として取り扱うものとした場合に、「当該各規定に定める別の有機高分子化合物とみなして」新規化学物質に係る規定が適用されるのであれば、本項に「新規化学物質に係る規定」の記載を追加頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理由： 新規化学物質についての言及がないため <p>意見(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所： 2-1(1)② ・ 意見内容： 改正案における「既存化学物質等」の定義についてですが、2-1(1)②によって、「既存化学物質等」の範囲が限定されているかと存じます。 	<p>(1)について</p> <p>「既存化学物質等」につきましては、運用通知1 共通事項の1-2 既存化学物質等に定めており、運用通知全体に適用されます。既存化学物質等のうち、新規化学物質としての届出等を行い判定又は確認を受けた新規化学物質である1-2ロ、ハ及びニにつきましては、判定又は確認を受けたそれぞれの新規化学物質に係る規定が適用される旨を1-2ロ、ハ及びニの各項目に定めております。</p> <p>(2)について</p> <p>ご指摘の点につきましては、今後の周知等、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「化審法」という。）の運用における参考とさせていただきます。</p>

	<p>つまり、従来通り、運用通知を二重に適用（98%ルールとグラフト則の併用など）できないことは理解しておりますが、その旨がはっきりとわかるような表現に変更いただけないでしょうか？</p> <p>・理由：分かりにくく、二重適用可能であるとの誤解を招く可能性が高いので</p>	
9	<p>意見ではなく質問なのですが、今回の改正で低懸念高分子化合物の確認を受けた化学物質が再審査され、既存化学物質に変更されることはありますか。</p> <p>ある場合は申請者に連絡が来るのでしょうか。</p>	<p>低懸念高分子化合物として確認を受けた新規化学物質について、本改正により既存化学物質等として取り扱うことが可能となる場合は考えられますが、通知済みの確認を取り消すなどの行政手続は行いません。</p>
10	<p>◎該当箇所◎</p> <p>2 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出関係</p> <p>2-1 化学物質の区分の仕方等について</p> <p>(2) 個別分野毎の取扱い</p> <p>③ 有機高分子化合物</p> <p>□ 開始剤、連鎖移動剤又は停止剤（以下、「開始剤等」という。）を構造に含む有機高分子化合物であって、開始剤等の重量割合が1%未満（開始剤等が複数ある場合、各々の重量割合が1%未満）であり、それらが名称に含まれていない別の有機高分子化合物が既存化学物質等であるものは、既存化学物質等として取り扱うものとする。</p> <p>（例：Aを開始剤とするBとCの共重合物であって、Aの重量割合が1%未満であり、かつ、BとCの共重合物が既存化学物質等であるものは、既存化学物質等であるBとCの共重合物と同じものとして取り扱うものとする。）</p> <p>◎意見</p>	<p>御意見踏まえて、以下のとおり、修正します。</p> <p>例：Aを開始剤とするBとCの共重合物であって、Aの重量割合が1%未満であり、かつ、BとCの共重合物が既存化学物質等であるものは、<u>既存化学物質等として取り扱うものとする。</u></p>

	<p>改正案では「既存化学物質等として取り扱う」と「同じものとして取り扱う」があります。</p> <p>この2つの言葉は同じ意味なのでしょうか？</p> <p>そうでないのであれば「同じものとして取り扱う」に統一してほしいです。</p> <p>※統一するなら(1)共通の原則の②の文章も修正する必要があるかもしれません。</p> <p>◎理由</p> <p>現行では「同じものとして取り扱う」に統一されているからです。</p>	
11	<p>第二段改正案の1-4 不純物として含まれる化学物質の取扱い1および2で重量%によって各規定を適用しない旨の記載がありますが、輸入の場合は海外メーカーから不純物についての情報を開示してもらうのに手間がかかる状況が多くあります。(例えば、「主成分 95%以上」のみしか開示してもらえず、残りの 5%未満について開示してもらうのに非常に手間がかかるような状況が多くあります。)</p> <p>このような場合、「本製品は単一物質で 1%以上の成分を含有しない」などの回答を海外メーカーから得るだけで、不純物についての除外規定を適用可能なのでしょうか？</p> <p>それとも追加的な測定によって、不純物の各成分が 1%未満であることを確認しなければ除外規定を適用できないのでしょうか？</p> <p>もし追加的な測定が必要なのであれば、その旨を明記した方が良いと思います。</p> <p>不純物の測定についての規定がないため、明確にいただけると海外メーカーとの交渉の際に根拠として提示することができます。</p>	<p>不純物かどうかには依らず、成分について自ら測定して説明するか、輸入元から成分表を入手して説明するか等は、事業者任せられているため、事業者で判断し、化審法において必要な手続きを行ってください。</p> <p>今回の改正に伴い、「平成 31 年 3 月 29 日付 副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」の変更を予定しています。第一段改正 3-4 及び第二段改正 1-4 ②に関する運用については、新たに出されるお知らせにて確認ください。</p>

12	<p>【該当箇所】</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について 3-4 不純物として含まれる第一種特定化学物質に該当する化学物質の 取扱い</p> <p>【意見内容】</p> <p>(1) 不純物「要件」の明確化</p> <p>現行の運用規定においては、適用対象物質はバージン製品を化学合成で製造する際の「非意図的副生物」に限定されますが、これを「不純物」に変更することで、再生樹脂中に残留する樹脂添加剤由来の一特も本条文の適用対象になるものと考えます。(その結果、再生樹脂中に残留する一特に対しても、BAT申請を実施可能とすることが、本改正案の目的の一つと理解されます)</p> <p>加えて、当該「不純物」を「一特として取り扱わない要件」は以下の通りに整理されます。</p> <p>a) 不純物として「微量」含まれる場合であって b) 環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがなく c) その含有割合が工業技術的かつ経済的に可能なレベルまで低減していると認められるとき</p> <p>上記要件部分の構文は、b)「または」c)の場合は、と解釈されますが、人健康・環境影響を及ぼさない「微量」の定義が明確ではない現状においては、再生樹脂を取扱う事業者（特に輸入業者）が、再生樹脂中の残留一特を「極微量」と自己判断し、<u>当該一特は化審法の規制対象外であり、含有化学物質の分析励行による一特管理も不要である</u>、との我田引水な解釈・理解をする危険性が極めて高いと考えられます。</p>	<p>今回の改正に伴い、「平成31年3月29日付 副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」の変更を予定しています。今後の運用については、新たに出されるお知らせにて確認ください。</p> <p>また、今回の改正に伴い、経済産業省 HP にあります化審法 Q&A (https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/qa/index.html) を見直す予定です。</p>
----	---	--

その結果として、再生樹脂に残留する一特管理が全くなされない事案が頻発し、人健康・環境への影響リスクの増加、並びに再生樹脂サプライチェーンの下流ユーザー側での「一特の使用禁止」への抵触リスクを惹起することに繋がるものと考えます。

上記懸念への対応策としまして、下記2案が有効ではないかと思料致します

1) 人健康・環境への影響を及ぼさない「微量」の定義/判断基準/指標の策定と公示の実施

2025年7月22日「化学物質政策小委員会 制度構築ワーキンググループ」の最終報告において提言されました「閾値」の導入検討・明確化が正にこれにあたるものと考えます

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/chemicals/system_building/pdf/20250722_1.pdf

①循環経済への対応（プラスチック再生材）176行目

d. 製造・輸入されたプラスチック再生材に不純物として含まれている第一種特定化学物質のうち、国際的に管理に関する値が設定されているもので、我が国でも管理上限値を示しているものについては、閾値を設定し、適切な管理を実施してはどうか。また、現在管理上限値がないものについても、欧州 POPs 規則などの情報を参考に、閾値を検討してはどうか。

2) 運用改正案の要件部分を b) 支障を及ぼすおそれがなく「かつ」c) その含有割合が～という形に「かつ」を挿入

以上2案ご検討頂けますと幸甚であります。

(2) 「不純物の定義」の修正

経済産業省 HP にございます「化審法における化学物質の定義・解釈について」の Q.5<不純物の範囲>の文中に「意図的に添加した化学物質は不純物ではありません」とのご説明があります。

これを前提とした場合、再生樹脂に残留する「添加剤由来の一特は不純物とは認められない」との疑義が生ずる為、本運用改正案との整合性担保の為、当該 Q&A の修正をご検討頂ければと考えます。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/qa/csc_l_1.html#qa5

【本提案の背景・理由】

(1) 使用済み廃プラスチックを原料とする再生樹脂における一特残留リスクの顕在化

市中回収した使用済み廃プラスチックを原料とするマテリアル リサイクル樹脂においては、樹脂添加剤に起因する一特の原料へのコンタミネーションを 100%防ぐことは現実的には困難と考えられます。

<参考データ>

環境省ご作成の「令和5年度自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた調査検討等委託業務報告書」の 103 ページ

<https://www.env.go.jp/content/000315009.pdf>

「2.4 臭素系難燃剤の他、今後規制が予定されている物質について ASR 再資源化施設における含有量調査及び必要な組成調査等」においても、廃車由来の廃プラ原料 (ASR) への一特物質の検出が以下の通り報告されております。

126 ページ	DeBDE	72~330ppm
132 ページ	デクロランプラス	2~5ppm
同上	UV-328	1~30ppm

	<p>同上 MCCPs 20～30ppm(2025年5月POPs条約 附属書 A への追加決定)</p> <p>(2)再生樹脂のユーザー側での一特「使用禁止」への抵触懸念 現行の化審法運用通達においては、一特含有が判明した再生樹脂を「<u>ユーザーが継続使用することは法的に可能である</u>」という解釈にはならないものと理解されます。</p> <p>その為、例え極微量であっても、再生材に一特物質の含有が判明した場合、含有規制化学物質管理が厳格な自動車業界を中心に、<u>適法性が担保できない原材料の使用中止の必要性が生じ、製造ラインの停止や製品の自主回収等の大きな問題</u>を発生させるリスクがあると考えられます。</p> <p>また、再生樹脂への一特非含有を担保する一手法と考えられる「全製造ロット」への精密ガスクロ分析も、経済合理性の観点より実現難しいものと理解されます。</p> <p>上記状況を勘案し、<u>ユーザー側での一特の使用禁止への抵触リスクを回避する方策</u>としては</p> <p>a) <u>一特の「閾値導入」の検討と公示</u></p> <p>b) 再生樹脂の輸入に際して、輸入時に一特含有が認められない場合でも、将来的な一特の混入・検出リスクに備える為の「<u>予防的</u>」な BAT 申請の<u>受けと承認</u>が有効であると思料致す所であります。</p>	
13	<p>1 これまで、第一種特定物質から除外される物質は副生成物のみであり、BAT 報告書には副生成物の生成メカニズム、低減方策、管理方法等の情報が記載されることが求められていましたが、今回の改正により、第一種特定物質として扱わない物質の範囲が副産物から不純物へと変わります。BAT 報告書の対象となる場合、副生成物ではない不純物については副生成物の生成メカニズムや低減方策に関する情報の記載を免除し、自主管</p>	<p>1について 今回の改正に伴い、「平成 31 年 3 月 29 日付 副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」の変更を予定しています。今後の運用については、新たに出されるお知らせにて確認ください。</p> <p>2について</p>

	<p>理上限値の設定のみとするなど、BAT 報告書の記載内容を簡素化していただきたいと考えます。</p> <p>2 運用通知 2-1(1) 2 における不純物の定義によると、不純物とは、未反応原料、反応触媒、指示薬、副生成物をいう、とありますが、今回の変更で示される不純物とは、こちらの定義と同じと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>3 副生成物から不純物へ拡大した理由を教えてください。</p>	<p>御理解のとおり、不純物の定義は現行の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」2-1(1)②から変更はありません。</p> <p>3について 今回の改正において、副生成物から不純物に改正したのは、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会/産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ/中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会「化学物質審査規制法の平成 29 年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について」(令和 7 年 7 月 22 日)を受けたものです。</p>
14	1-3 既存化学物質名簿について、「重合物」や「反応物」、「反応生成物」等の名称定義について記載することは可能でしょうか？	今回の改正事項に関する御意見ではないため、今後の化審法の運用の改正の際に参考とさせていただきます。
15	<p>香害をどうかして下さい、臭いです。無香料や低香料の物を推して匂いのきつい香料成分は香害税みたいな物を作り多額の税金を課すべきです。企業収益だけでなく一般人の健康も考えてください。</p> <p>「1%未満なら規制対象外」という基準は、あまりに緩すぎます。香害は、ごく微量の化学物質に晒されることで頭痛、吐き気、呼吸困難など深刻な症状が誘発されます。それにもかかわらず、本改正案では有害性が懸念される化学物質であっても、「不純物」として1重量%未満含まれる場合は規制を適用しないとしています。このような基準は、被害をさらに深刻化させるものであり、反対します。</p>	不純物として含まれる化学物質の取扱いに係る規定は、新たに「1 共通事項」という見出しを立て、運用通知全体に関わる規定を集約するために運用通知の構成を変更するものの一つであり、規定の内容の変更は生じていません。
16	<第一条関係> 3-4 不純物として含まれる第一種特定化学物質に該当する化学物質の取扱いについて、「副生成物」から「不純物」に変更されますが化審法における製造に該当しない製品製造(例えば、塗料のように原材料を配合するケース)のみを国内で行っている場合は、BAT 報告の対象外との認識で間違いはないでしょうか。	「平成 31 年 3 月 29 日付 副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて(お知らせ)」に基づき、副生する第一種特定化学物質が微量に含まれる化学物質を製造又は輸入する場合、事業者自らが副生する第一種特定化学物質について自主的に管理する上限値を設定し、副生する第一種特定化学物質の低減方策を厚生労働省、経済産業省、環境省に対し

	<p>それとも使用しているすべての原材料において第一種特定化学物質の含有が確認されていない場合には、原材料で BAT 報告は行われていないこととなりますため、たとえ化審法の製造に該当しないケースであっても BAT 報告が必要となる可能性があるのでしょうか。</p> <p>また、「副生成物」から「不純物」への変更により、これまで BAT 報告の対象外であったものが、新たに BAT 報告の対象となるケースが発生する可能性がありますと考えます。</p> <p>つきましては、BAT 報告に関する猶予期間の設定、あるいは BAT 報告作業中も製造・輸入を継続できるような対応について、ご検討していただけますと幸いです。</p> <p>なお、運用通知改正に伴い、「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」の改正もご検討いただいているものと存じます。第一種特定化学物質については「微量に含まれることが認められた場合」に対応が求められており、検出されたら BAT 報告が必要となっています。一方、欧州 POPs 規則では閾値を設定し、その閾値を超える場合に製造・輸入を制限しています。化審法においても閾値を設定してその閾値を超える場合に BAT 報告を行い、自主管理上限値を設定する運用についてご検討いただけますと幸いです。</p>	<p>て報告することを求めています。その報告内容に従って、副生する第一種特定化学物質が上限値以下で管理されている場合に限り、副生する第一種特定化学物質を化審法における第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています。</p> <p>今回の改正で「副生成物」から「不純物」に変更しても、報告の対象は、不純物として第一種特定化学物質が微量に含まれる化学物質を製造又は輸入する場合とする予定です。</p> <p>また、今回の改正に伴い、「平成 31 年 3 月 29 日付 副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」の変更を予定しています。今後の運用については、新たに出されるお知らせにて確認ください。</p>
17	<p>1. 「不純物」の定義について 該当箇所：第一段改正 3-4 意見内容：「不純物」の定義は、「目的とする成分以外の」成分であって、例として挙げられた未反応原料、反応触媒、指示薬、副生成物以外も含まれるか。</p>	<p>1 及び 2 について 今回の改正に伴い、「平成 31 年 3 月 29 日付 副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」の変更を予定しています。今後の運用については、新たに出されるお知らせにて確認ください。</p> <p>3 について</p>

理由：海外でマテリアルリサイクルをして得られた化学物質に含まれる不純物には、サプライチェーンの中で混入経路が追跡可能なケースだけではなく、例えば、市場での使用過程での混入など追跡不可能なものもある。リサイクルを推進するためにも、第一種特定化学物質の混入経路が不明の場合でも、BAT 報告をすれば輸入ができるかを確認したい。

2. 不純物の BAT 報告要領について

該当箇所：第一段改正 3-4

意見内容：不純物（混入経路が不明なものも含む）として含まれる第一種特定化学物質を想定した BAT 報告様式（様式 1）やガイダンスを提供いただきたい。

理由：不純物（混入経路が不明なものも含む）として含有される第一種特定化学物質では、副生成物とは異なる考え方で、自主管理上限値の設定や低減方策の策定をする必要があると感じている。現在の様式 1 は副生物を想定した選択肢や項目となっているので、不純物を想定した選択肢や項目を追加した様式が必要と考える。

また、今後 BAT 報告の提出を希望する事業者が増加すると思われるので、事前確認のポイントや記載例などがあると効率的である。

3. 既存化学物質等の取扱いについて

該当箇所：第二段改正および第三段改正 3-1(3)

意見内容：既存化学物質等として取り扱うものとした有機高分子化合物のうち、1-2 口の既存化学物質等（法第 3 条第 1 項第 5 号、第 6 号又は法第 5 条第 4 項の確認をうけたもの）に該当するものは、それぞれ新規化学物質としての規定が適用されるか。

既存化学物質等のうち、新規化学物質としての届出等を行い判定又は確認を受けた新規化学物質である 1-2 口、ハ及びニにつきましては、判定又は確認を受けたそれぞれの新規化学物質に係る規定が適用される旨を 1-2 口、ハ及びニの各項目に定めております。

<p>理由：3-1(3)には、「既存化学物質等として取り扱うものとした有機高分子化合物については、同項目における既存化学物質等である別の有機高分子化合物として、監視化学物質、優先評価化学物質又は一般化学物質に係る規定を適用するものとする。」との記述があるが、別の有機高分子化合物が法第3条第1項第5号、第6号又は法第5条第4項の確認をうけた新規化学物質の場合の取扱いは明記されていない。</p> <p>例えば、98%ルールでの別の有機高分子化合物 A が少量新規の確認を受けた物質である場合、既存化学物質等として取り扱うものとした有機高分子化合物 B については、A とみなして数量や用途の管理をすればよいということかを確認したい。</p>	
--	--